

環自総発第 2603301 号

令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県・指定都市の長・中核市の長 殿

環境省自然環境局長
(公印省略)

環境省自然環境局所管法令における旧氏使用について (通知)

これまで、旧氏の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、政府全体として取組が進められてきたところです。

これらを踏まえ、環境省自然環境局が所管する法律、政令、省令、規則等に基づく申請、届出等 (以下「申請等」という。) における旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。) の記載等の取扱いについて、下記のとおり通知いたしますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村等に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

1 環境省自然環境局が所管する法律、政令、省令、規則等の規定に基づく申請等に係る氏名欄の旧氏使用について

環境省自然環境局が所管する別表に掲げる法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定 (他の省庁が主管する規定を除く。) に基づく申請等については、旧氏を使用することができるものである。

貴都道府県・指定都市・中核市において申請等を取り扱う場合の旧氏の記載に当たっては、旧氏の使用が困難な特段の事情があるものを除き、旧氏を使用することができることをホームページで申請者等に

周知するなど、旧氏の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いする。

2 申請書等への併記記載について

戸籍氏に加えて旧氏も記載する場合は、申請者等の氏名欄において、旧氏を括弧書きするなどの方法により記載するものとする。

(例) 地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

3 旧氏の確認

上記1により対応を行う手続について、氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した公的書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上

(連絡先)

通知全般について

環境省自然環境局総務課 檜枝

TEL: 03-5521-8269

別表記載の各法令について

別表に記載の連絡先

別表

法令名	連絡先
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）	総務課動物愛護管理室 TEL: 03-3581-3351
愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）	
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）	自然環境計画課 TEL: 03-5521-8274
自然再生推進法（平成14年法律第148号）	自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 TEL: 03-5521-8343
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）	
自然公園法（昭和32年法律第161号）	国立公園課 TEL: 03-5521-8278
エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）	国立公園課国立公園利用推進室 TEL: 03-5521-8271
温泉法（昭和23年法律第125号）	自然環境整備課温泉地保護利用推進室 TEL: 03-5521-8280
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	野生生物課希少種保全推進室 TEL: 03-5521-8353 野生生物課条約法令係 TEL: 03-5521-8283
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	野生生物課鳥獣保護管理室 TEL: 03-5521-8285
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）	野生生物課外来生物対策室 TEL: 03-5521-8344
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）	

以上